



協会けんぽ

沖縄支部からのお知らせ



2024年
6月号

職場内で回覧・掲示を
お願いします

健康づくりで
保険料率の引き下げ
につながる!!

インセンティブ制度をご存じですか?

「インセンティブ制度」とは、健康づくりに関する**5つの取組**の達成度合いに応じて協会けんぽ47都道府県支部をランク付けし、上位15支部にインセンティブ(報奨金)を与え、**皆さまの保険料率が引き下げられる制度**です。
取組の結果は2年後の保険料率に反映されます。※後期高齢者支援金に係る保険料率について反映される仕組みです。

5つの評価指標と皆さまにお願いすること

① 特定健診等の実施率

健診を「毎年」受診する

令和4年度

19位

35歳以上の被保険者(ご本人)…生活習慣病予防健診
40歳以上の被扶養者(ご家族)…特定健診

② 特定保健指導の実施率

令和4年度

36位

生活改善が必要と判定されたら
特定保健指導を受ける



③ 特定保健指導対象者の減少率

令和4年度

25位

特定保健指導の対象になったら、最後まで
中断することなく生活習慣の改善に取り組む

④ 受診勧奨対象者の医療機関受診率

令和4年度

29位

健診結果に「要治療」「要精密検査」が
あったら、すぐに医療機関を受診する

⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

令和4年度

10位

お薬を受け取る際は、ジェネリック医薬品を
積極的に選択する

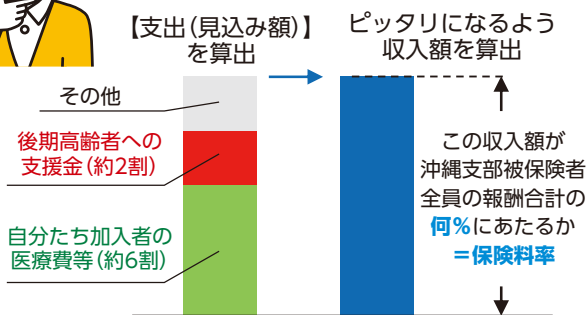
質問コーナー

この制度、どうやって保険料率に反映させているの?
「※後期高齢者支援金に係る保険料率について反映される」って、どういう意味?

協会けんぽの保険料率は、まず「支出(見込み額)」を算出して、その支出とイコールになるよう収入(保険料率)を決定しているの。



右図のように、支出の約6割は自分たち加入者の医療費等
なんだけど、約2割は後期高齢者医療(75歳以上の方が加入
する保険)への支援金なのよ。
5つの取組を頑張った上位15支部は、各支部が負担するこの
支援金が減額される、つまりインセンティブ(報奨金)が与えら
れる、そうやって保険料率に反映しているのよ。



そのとおり!

支援金にも将来の医療費にも反映するから、
影響は大きいのよ!

支援金部分の支出が減るから、それに合わせて収入
(保険料率)も引き下げられるってことか〜!
でも、この5つの取組って、続けて頑張れば健康に
なって将来の自分たちの医療費も減らすことができる
よね!



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受ける場合、健康保険の対象となる範囲が決められています。健康保険が使える場合、使えない場合を正しく理解したうえで適切な受診をお願いします。

健康保険の対象となる場合

<負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガ>

- 打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等） ●骨折、脱臼（応急処置を除き、医師の同意が必要）



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労 ●慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- 病氣（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）からくる痛み・こり
- 症状の改善の見られない長期の治療 ●医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- 仕事や通勤途上におきた負傷（労災保険の適用となります）

◎協会けんぽより、治療内容等について文書等で照会をさせていただく場合があります。照会がありましたら、回答書をご記入のうえ返信いただきますようご協力をお願いします。

整骨院・接骨院のかかり方に関するお問い合わせ先：業務グループ(☎ガイダンス1番)

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

マイナ
保険証

始まっています！



今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？



医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。



手続きなしで高額な窓口負担が不要に！！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの？メリット編】



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため、
宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211(代表)

受付時間/8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)



※各種申請はすべて郵送
でお手続きができます。

※申請書は協会けんぽの
ホームページからダウン
ロードできます。